

告 示

埼玉県告示第百五十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和三年二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和三年二月三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社大友興業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二千六百七十番地一

ハ 代表者の氏名

林 静子

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―三十一）第六七七九五号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社大友興業は、資本金の全額を出資している者が法第八条第九号に規定する暴力団員等であり、法第八条第十二号（役員等）のうち第九号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当する。また、当該暴力団員等が同社の事業活動を支配しており、同条第十四号の欠格要件に該当する。

また、同社は、建設業許可の更新申請において、申請書別紙の役員等の一覧表に当該暴力団員等の氏名及び役名等を記載した上で、法第八条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する旨を記載した誓約書を提出し、不正な手段により許可を受けた。

これらの事実は、法第二十九条第一項第二号及び同項第七号に規定する許可の取消し事由に該当する。